

# 古文書三昧

古文書講座講義録シリーズ

vol.1

鎧の渡 船賃増銭

一杉 勝

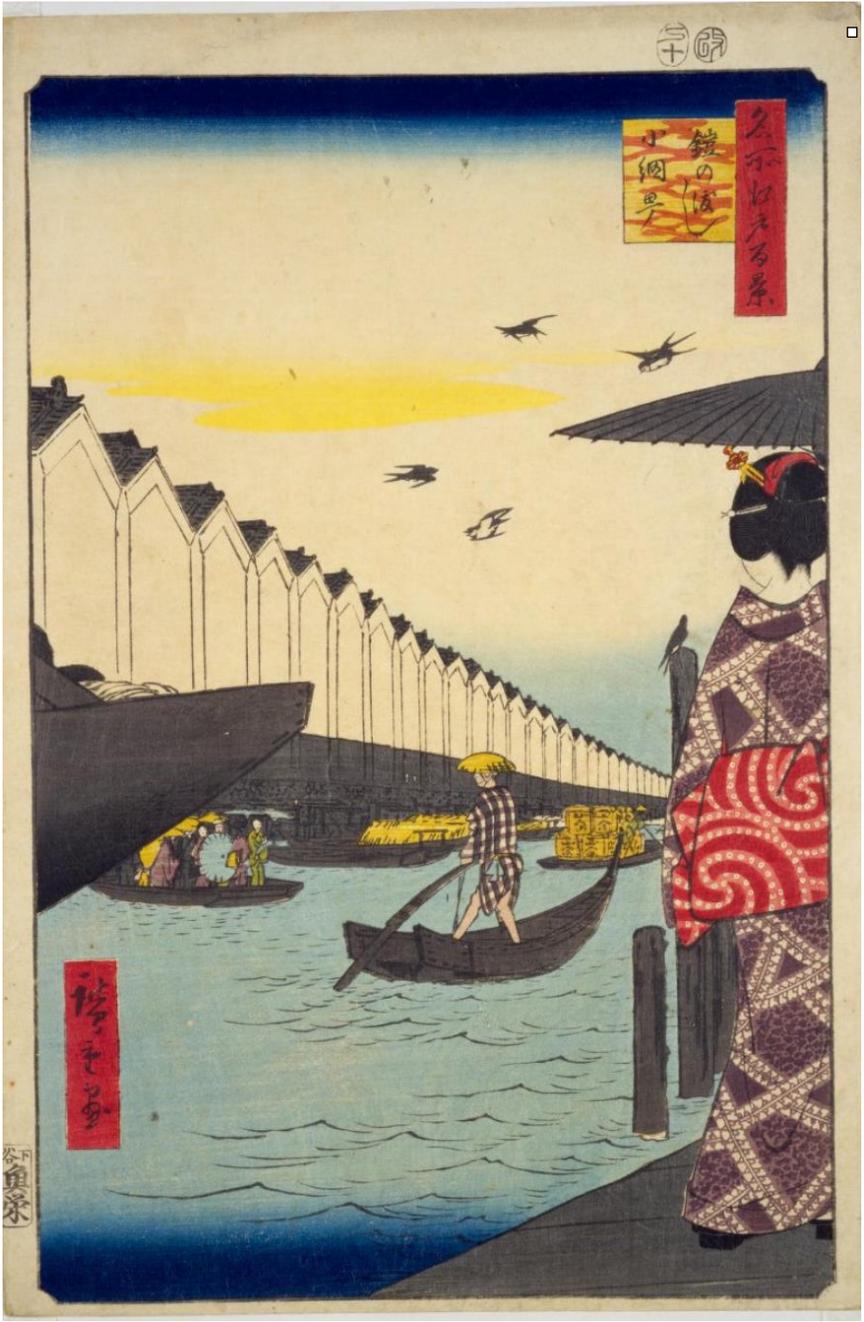


東都三十六景

鏡の渡し

安藤広重

国立国会図書館 蔵



名所江戸百景

安藤広重

本書は、約十年前から続けている古文書講座の教材として使用した古文書原文と、その解説文、解説を一タイトルづつまとめて小冊子にしたものです。

教材の内容は主として江戸時代ですが、一部、戦国時代および明治初期の事柄も含まれます。

原文は図書館、公文書館、博物館、史料館、大学図書館などから入手したものであり、原文掲載個所にその入手先、出典を記載しています。

ページ数を節約するために原文の編集を行い、「A4横」あるいは「A4縦」に収まるように調整しています。このため文字が大きすぎたり、小さすぎたりする事があります。

解説には慎重を期しましたが、第三者による校閲などを経っていません。誤字・脱字、あるいは解説間違いなどもあるかと思いますがご容赦下さい。

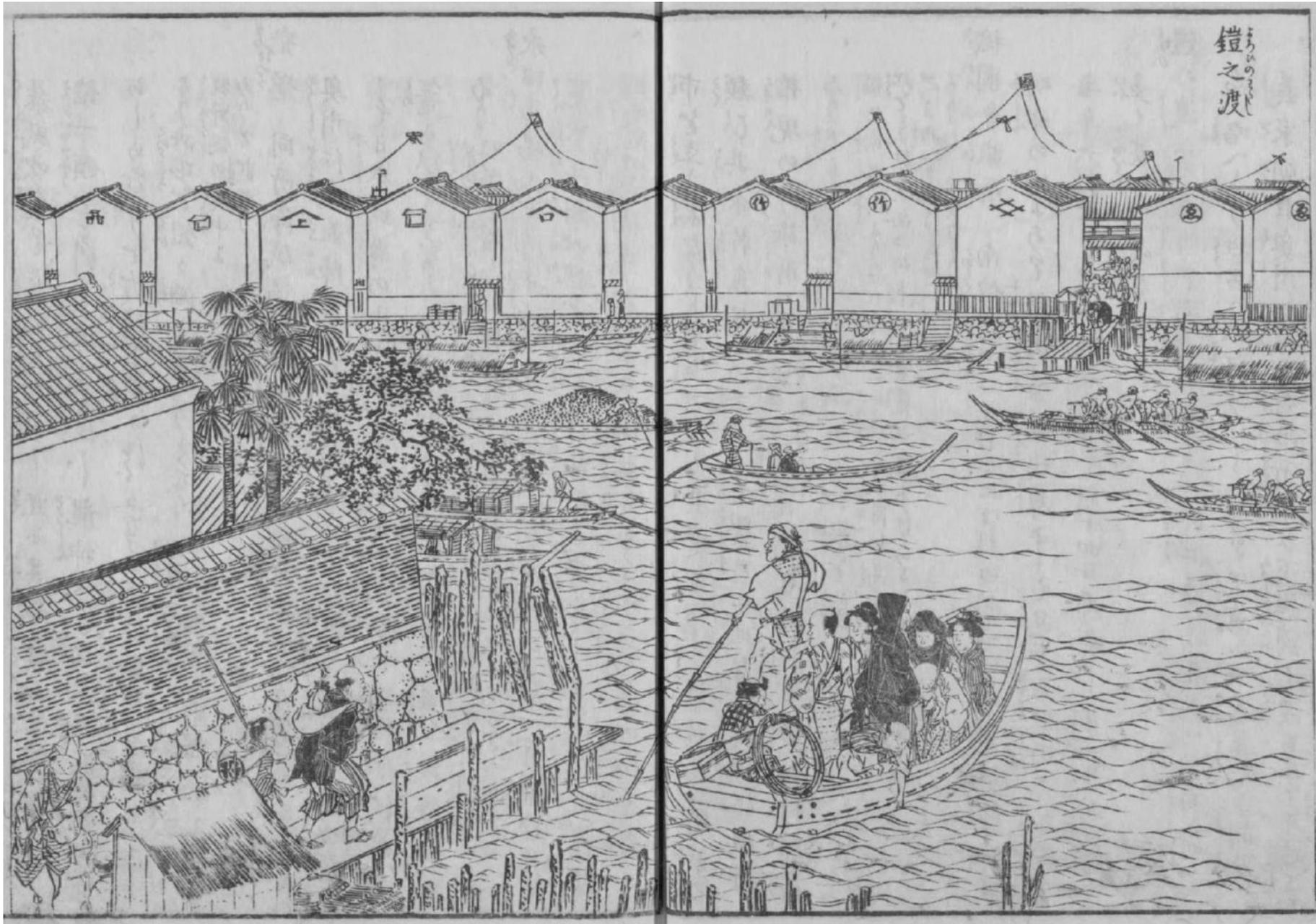
ご指摘点がありましたら、巻末の著者メールアドレスにお知らせいただければ幸いです。

もともとこの講義録として作成したのですが、電子書籍の形に編集し直して、公開するにいたしました。これから古文書を学ぼうとする方々、更に多くの古文書を読みたいという方々、古文書講座の教材を探している方々のために、少しでも参考になれば望外の喜びです。

著者 一杉 勝。

### 解説文の凡例

- 一、解説文は、原文をその井井活字で置き換えたもので、漢文の読み下し文である所の点( )を、  
  - 一、二点をよみ替器につく。
- 二、漢字は原則として常用漢字を用いるが、原文のよみ下し字が旧字をへびつたものもあつて、これを理解するため、解説文にも適宜旧字を使用している。
- 三、変体仮名は原則としてひらがなで直した。「𪛗」「𪛘」も原則「ネ」「ス」としたが、一部、原文の雰囲気伝えるため「𪛗」「𪛘」「𪛙」とする事もあつた。
- 四、助詞の「者」「語」はそれぞれ「は」「と」と表記したが、目的格助詞の「江」「上」については現代語のオリン「へ」「上」と表記した。  
 また、「哉」「也」「乎」「を」「と」と表記している。
- 四、<sup>レ</sup>「よ」「又」などその井井表記している。
- 五、原文に句読点がない(しじが多少)が、解説文は読みやすく、意味をいねるオリン、多めに句読点をいれている。



日本橋川は魚市場への通路で、上り下りの舟が多い。向こう岸の小網町には倉庫が整然と並んでいる。乗客は六人、乗り遅れた？客が二人。左は丹後田辺藩の上屋敷。



史料A 鎧の渡

A1 江戸名所図会

鎧の渡 茅場町牧野家の後を云。 此所より小網町への舟渡をしか唱へたり。 往古は大江なりしとなり。 俚諺に云、永承年間、源義家朝臣、奥州征伐の時、此所より下総国に渡らんとす。 時に暴風吹発り、逆浪天を浸し、既に其船覆らんとす。 義家朝臣鎧一領をとつて海中に投じ、龍神に手向て、風波の難、なからしめむ事を祈請す。 遂につゝがなく、下総国に着岸ありしより、此所を鎧が淵と呼べりとなり

元禄開板の江戸鹿子に、平将門此所に兜鎧を置。 兜は塚に築てありと記せり

兜塚 同所海賊橋の東詰、牧野家の庭中にあり。 源義家朝臣

奥州征伐凱陣のとき、先の報賽のため、且は東夷鎮護の為に

して日本武尊の古き例に準ならひ、自の兜を一堆の塚に築き

箆給ひしとなり、今其傍に義家朝臣の霊を鎮る小祠

あり紫の一本といへる双幣に甲山とありて、藤原秀郷、平将門を討、其首を兜と共に持添きたりしが、兜をば此地に埋めたることあり

注釈

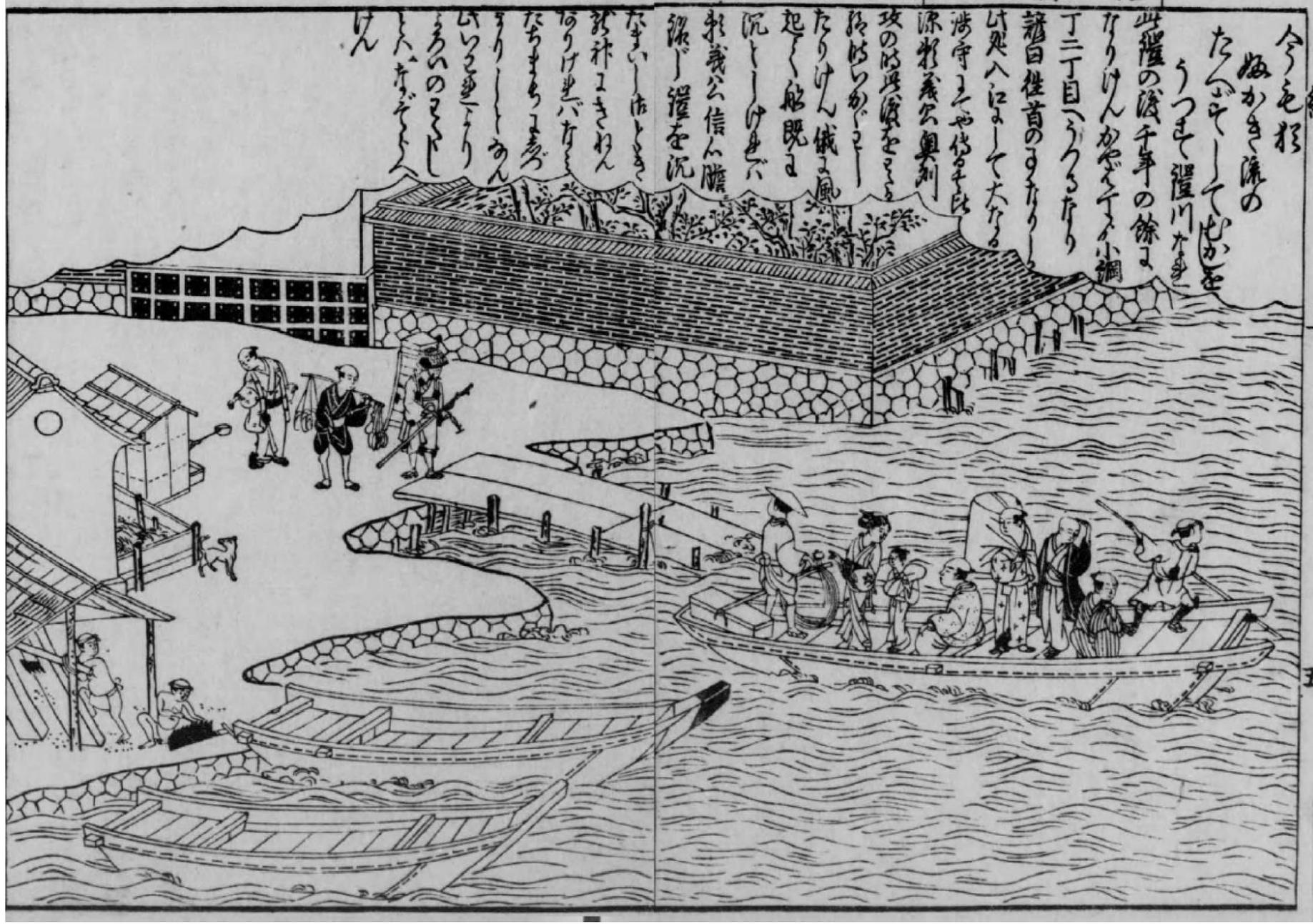
- ・ 牧野家：丹後田辺三万五千石の大家家
- ・ 往古は大江なりしとなり
- ・ 下図のように海に面した河口だった。
- ・ 永承年間：一〇四六～一〇五二
- ・ 源義家：平安後期の武将。通称八幡太郎
- ・ 奥州征伐：後三年の役
- ・ 開板：発刊
- ・ 江戸鹿子：江戸前期に刊行された江戸の地誌。作者は藤田利兵衛。
- ・ 報賽：祈願が成就したお礼の参拝。



江戸期以前は「鎧の渡し」付近は江戸湾へ河口だった。

鑑の渡の図

今も猶  
ぬかき流の  
たふさくしてむかを  
うつまで鑑川がま  
此鑑の渡千年の餘も  
なりけんかゝるてふ小瀬  
丁二丁目へうつるなり  
諸白姓首のりたり  
けん入はよして大なる  
渉守とや侍るを此  
源形義公奥羽  
攻の時兵隊をこも  
終始りかたこ  
たりけん俄に風  
起く船既  
沈しけり  
源義公信ん膽  
鑑の渡を沈  
なまい作とも  
新神よきわん  
ありけり  
なちまも  
たり  
ひり  
まのいのマド  
とん



この絵では乗客六人、次の便を待つ客が三人。奥に丹後田辺藩牧野豊前守の屋敷、左側に渡し賃を徴集する「渡銭取」の小屋が見える。左下の二人は船大工か。

## A2 鎧の渡の図 江戸土産

鎧の渡の圖 絵本 江戸土産

今も猶

ふかき流の

たへずして、むかしを

うつす鎧川なれ

此鎧の渡、千年の餘に

なりけん、かやば丁より小網

丁二丁目へうつるなり。

諺曰、往昔の事なりしが

此処入江にして、大なる

抄守にてや傳る。其頃

源頼義公、奥州

攻の時、此渡をわたり

給時、いかゞわし

たりけん、俄に風

起て、船既に

沈としければ

頼義公信心膽

銘じ、鎧を沈

たまいし御とき、

龍神にきねん

ありければ、なみ

たちまちにしづ

まりしとなん。

此いわれより

よろいのわたし

とはなぞらへ

けん。

・日本橋川の別名

・諺(いじむわ)にこむへ

・渡し守(わたしもら)

・心臓と肝臓の意から、心、心の底の意

・龍神：龍宮に住むと伝えられる神。水神や海神として祀られる。

永享元年  
向方右衛門  
鑑渡實錢増延長申請

B1 渡(守)か(り)の申請書

上

小瀬所由百  
仔細  
外  
人

小瀬所由百同、南茅揚所、古瀬、外  
濱渡湯之依、住古百姓所、有之私  
連綿と古瀬住海船並艘云之字  
所極平頂戴仕之年、前高不持仕在皇  
性承人之人、今之我宛後、永承、如待  
古傷力並諸色、高直、并依、雜用、引、是  
而、中、五、續、兼、由、府、定、及、十、一、事、年、二、月、中  
幼穢、五、其、額、上、之、年、之、為、額、之、通、也  
作、付、其、後、進、之、年、延、其、額、上、高、得、去、額  
之、通、也、作、付、難、有、使、公、事、存、於、此、年、限

史料B 鎧渡賃銭増延長申請

嘉永三戌年八月

向方相談廻

鎧渡賃銭増年延の儀に付調

・嘉永三年

一八五〇年

B1 業者からの申請書

上
小網町
伊八店
七右衛門
外吉人

小網町貳町目々南茅場町へ相渡し候

鎧渡場の儀は、往古百姓渡に有之、私共

連綿と相續仕、渡船貳艘、玄の字

御極印頂戴仕、無年貢にて取持仕罷在、

往來人吉人々吉銭宛請取來り候処、銭

相場下直、諸色高直に付、諸雜用引足

不申、取續兼候に付、寛政十一末年三月中

貳銭取奉願上、三ヶ年の間、願の通被

仰付、其後追々御年延奉願上候得ば、願

の通被仰付、難有仕合奉存候、然所、御年限

・「百姓」は一般人民、庶民。

百姓渡は民営の意。

・幕府の認可をしめすため

「玄」の字の焼き印を船

体に付けた。

・銭相場

銭と金・銀との交換相場

・一七九九年

・貳銭取…本来の渡し賃一

文に、臨時割増一文を加

えて二文を徴集すること。

「銭」は「文」に同じ。

松文今般之三年中延其額上亦存此也  
此乃所徵之三年中上亦

一 浅水場合之費用

南丹平均有額  
六金百四拾八文

但 寛政十三年初の御用取立帳上亦此  
但 元禄水場合之費用六金百文位也此也

一 渡舟之人員之費用之淺水場合

是月より  
元禄二拾七貫文位

此金も亦之也

此も亦之也

元禄二拾七貫八文

一 浅拾八文

此五口人員之費用  
是月位六金百文

一 口之金百文

渡舟之人員之費用  
是月位六金百文

一 口之金七文

右の五口人員之費用  
六金百文位也

一 日之金八文

渡舟之人員之費用  
是月位六金百文

一 日之金百文

此揮動之代  
但之本行御用位也

一 口之金百文

御用取立帳上亦用

一 口之金百文

小計之金十兩位

一 浅水場合之費用七金百文

此金も亦之也  
元禄二拾七貫八文

右より之金と元禄御用取立帳上亦存此也

元禄御用取立帳上亦存此也

元禄御用取立帳上亦存此也

元禄御用取立帳上亦存此也

猶又今般三ヶ年御年延奉願上候に付、御糺に御座候、依之左に奉申上候

一 銭相場、金壹両に付、當時平均両替

六〇三〇四拾八文

但 寛政十一末年、初て銭取奉願上候処

凡 銭相場金壹両に付六〇三百文位に御座候

一 渡舟者人ち壹銭つゝ請取候得ば

壹ヶ月上り高

凡 銭三拾七貫文程

此金五両三分三朱 但 両替六〇三〇四拾八文

銭三〇七拾八文

一 銭拾八〇文 水主四人給分者人に付、壹ヶ月四〇五百文

一 同三〇三〇百文 渡銭取三人給分者人に付、同断者〇六百文

一 同貳拾七〇文 右水主四人、渡銭取三人、都合六人分、飯料者人に付、四〇五百文

一 同五〇文 渡舟貳艘、損所取繕平均の割

一 同五百六拾四文 水棹貳本代

但 壹本代三〇八拾文つゝ

一 同壹〇五百文 棧橋損候節取繕入用

一 同壹〇五百文 小汐の節、干潟浚入用

〇 銭五拾六貫七百六拾四文

此金九両

銭五百拾四文

右 上り高と差引候得ば、銭拾九〇七百

六拾貳文、此金三両三朱、銭三〇三拾貳文

不足に相成候得共、四ヶ年 已前末年、御定

相場と見競候處、右 銭高の内にて金三朱

・ 〇(しめ)は、和製漢字で、

「閉め」、「締め」の意味で

使われるが、「貫」にこの

字を当てる事がある。

ここでは銭の単位「貫」

・ この時の金と銭の交換相場

金一両が六二四十八文だ

った。

・ 〇:ここでは「締めて」の意

・ 上り高:売上高

・ 已前:以前

積六百廿八又後為留遠言之上五成中ハ

三訂

積拾八ノ之百拾六又 付々為留保  
以合部為之部身

積三百拾二又

一合部為部分程

押指之糸大修復入用

一口指為之程

舟上修復釘鉄之の  
付長外九入用

一合部指之為之程

本通海船之人 今を積死程五ノ得也

そ今月積指八費三百拾六又余もあは

仕海船押指為之程分其印家内之

その在等方未訂 是印中 船海而指は等

何年以所急懸亦之通部海之通

注 押指は成り重程偏に其程は以上

中綱所部丁自何八店

積海書老出の積成

日人元

和永海年八月十日 船入 市在集の平

家元 坪八平

五人程 平三属平

同所修室の店目

去程の初年并

頭人 想 三属平

家元 坪八平

下礼 | 市礼

錢六百廿四文程兩替違にて過上相成申候

差引

錢拾八〇三百五拾六文、此分不足仕候

此金貳兩三分貳朱

錢三百八拾六文

一金拾貳兩貳分程 棧橋吉ヶ所大修復入用

一同拾兩三分程

渡舟大修復、釘鉄  
もの代其外共入用

〇金貳拾三兩壹分程

右の通、渡船吉人ち吉錢宛請取候得ば、

吉ヶ月錢拾八貫三百五拾六文余も不足

仕、渡船・棧橋・水主給分、其外家内の

もの共暮方等引足不申、難渋至極仕候間

何卒以御慈悲、前々の通貳錢取、願の通

被仰付被成下置候様、偏に奉願上候、以上

小網町貳町目伊八店

鎧渡し守七右衛門煩に付代

同人父

嘉永三戌八月十七日

願人 市左衛門

印

家主 伊 八

印

五人組 平兵衛

印

同町伊右衛門店同

太左衛門幼年に付

願人 惣兵衛

印

家主 伊左衛門

印

・〇、X印

下げ札が付いている場所

を示す。

X

札ヶ下

〇

札下

・伊八店（だな）

長屋の名。伊八が大屋ま

たは家主だったのだろう。

又北越古多の事

御出所様

下ケ札

仰文入用合指指表或分程書上立地其  
以首枝木其下之直直成心之元金  
とある後解分書掛り申

右図の府合分程解分書掛り申

B2 北町奉行から南町奉行への書状

八月廿一日

村島守友

遠山守友

石川守友

丹戸守友

謹啓

小綱所御同  
守友

若島守友  
日人  
市丸守友

同  
守友  
守友  
守友  
守友

石川守友の在後小綱所御同

五人組 勘右衛門 印

御番所様

下げ札

○ 本文入用金拾式両式分程の書上候得共  
此節材木其外高直に相成、右の外、金  
壹両程餘分相掛り申候

同

x 右同断に付金式分程餘分相掛り申候

B2 北町奉行から南町奉行への書状

(朱筆) 戌八月廿一日来る、同廿六日挨拶遣



鎧渡守

小網町式町目

伊八店

七右衛門煩に付代

同人父

市左衛門

同町

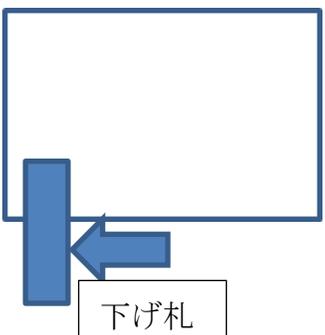
伊右衛門店

太左衛門幼年に付

惣兵衛

右のもの共儀、小網町式町目と南茅場町へ

• 下げ札  
願書、歎願書、問合せ、報告  
書などに、所見や回答を書い  
て貼附する札(付け札とも)



• 遠山左衛門尉 南町奉行  
• 井戸對馬守良弘 北町奉行



相渡候<sup>わたしもの</sup>鎧渡守いたし来候處、渡銭<sup>わたしもの</sup>吉銭つゝ、  
請取候ては、諸入用等引足不申候に付、猶又  
三カ年の間、**弐銭取**の儀、年延願出候間、  
相糺候処、実々難儀の趣、無相違相聞候に付、  
先例に見合、願の通申付候積、相伺可申と  
存候、依之右伺書案并願書糺の上  
差出候書付とも相添、此段御相談および候

戌八月

下ケ札

御書面の趣承知致し、別紙

一覽、拙者儀何の**存寄**無之候、依之  
書類返却、此段及御**挨拶**候

戌八月

遠山左衛門尉

### 史料B3 老中への伺書

鎧渡賃銭の儀に付奉伺候書付

井戸對馬守

町奉行

鎧渡守

小網町弐町目

伊八店

・弐銭取…本来の渡し賃一文に、臨時割増一文を加えて二文。

銭は文に同じ。

・存寄…考え、意見、所存  
・挨拶…ここでは対応、返事



七右衛門煩に付代

同人父

市左衛門

同町伊右衛門店同

太左衛門幼年に付

後見

惣兵衛

右のもの共儀、小網町貳町目々南

茅場町へ相渡候鎧渡守致し、右渡

の儀は、船貳艘にて水主四人、渡銭取

貳人、都合六人つゝ日々相掛、渡銭吉人に付

吉銭つゝ請取申来候処、寛政十一末年、

近来諸色高直にて、**銭相場**は

次第に下直相成候に付、船修復并水主

給金、諸入用等相嵩、難儀致し候

趣を以、銭相場四貫文に相成候迄、

貳銭取に仕度旨願出、糺の上、銭相場

高直に相成候迄と申候ては、際限も

無之儀に付、先づ三ヶ年の間、貳銭取に

為仕、右年限相立、又々年延等

願出候はゞ、其節々伺の上、取計候様

・ 銭相場… 銭と金・銀との

交換相場

・ 下直 (げじき、したね)

物価あるいは相場が低い

こと



可仕哉の旨、先役共々戸田采女正殿へ  
相伺候処、伺の通御差圖相済候に付、  
其段申渡、其後追々年延の儀  
願出、其度々伺の上、年延申付候處、  
四年以前、末年六月、同様年延  
の儀、鍋嶋内匠頭先勤の節、  
同人方へ願出候に付、阿部伊勢守殿へ  
伺の上、同七月、三ヶ年の内、弐銭取  
申付候、然る処、右年限相立候に付、尚又  
三ヶ年の間、弐銭取に仕度段、去月  
中願出候に付、相糺候処、近来別て  
往來のもの無数に相成、其上武家方は  
勿論、神職・僧・山伏・醫師等の類は無賃にて  
相渡候仕来に有之、一躰川幅は狭く  
候得共、日本橋川筋にて通船殊の外  
込合候場所に有之候間、水主等達者に  
乗廻候もの相撰抱入候に付ては、給金  
相増、諸入用も右に准じ相嵩、かさみ 吉ヶ月  
凡銭五拾六貫七百六拾四文程相掛候処、  
渡船上り高、吉人に付、吉銭つゝ請取

・戸田采女正氏教

老中・大垣藩主

・末年…

弘化四年（一八四七）の  
こと

・鍋嶋内匠頭直孝

北町奉行

・阿部伊勢守正弘

老中・福山藩主

・無数：「ムスウ」と読むと、  
数限りなく、多い、とい  
う意味だが、「カズナク」  
と読むと、数に入らない、  
少ない、という意味にな  
る。（歴史民俗用語辞典）  
又、多かつたり少なかつ  
たりで定まった数が無い  
という意味もある。

惟多其其月之接七有八代之森  
在月多其元月平均接九者全夏  
惟不其月一消船系棧橋於境  
角木門是不一就其均一言  
一之月所收人介其也其意况  
既既其之物以行其其在道其  
是近午延月其元月其元  
其為其之月之年之省其均其  
一月其元其元其元其元其元

戊子月

遠安其均  
其元其元其元其元其元

候ては、壹ヶ月三拾七貫文程に相成、  
右に付ては、差引平均拾九貫七百文  
餘不足致し、渡船并棧橋修復  
入用等引足不申、難儀致し候旨  
申立候に付、町役人共をも再應相糺  
候処、実々難儀の趣無相違相聞、  
是迄年延申付候先例も御座  
候間、願の通三ヶ年の間、弐錢取  
申付候様可仕候哉、此段奉伺候、以上

戌八月

遠山左衛門尉

井戸对馬守

・ふたたび



史料C 嘉永六年の年延申請書

・一七五三年

(前略)

史料Bの三年後

度々御年延奉願上、弍錢取、願の通  
被仰付、猶又、嘉永三戌年七月中  
無餘儀無錢にて相渡候儀、間々有之、右  
渡船場の儀は日本橋川筋にて、船込  
の場所に御座候間、渡船丈夫に仕立、水主共  
の儀も船達者に乗廻し候もの相撰  
召抱候間、おのずか自ら給金も相増、諸雑用  
相掛り、吉人ち吉錢宛受取候ては  
暮し方は勿論、渡船并棧橋等新  
規修復相成兼、差當り七右衛門持船  
朽損し候に付、新規造立仕度、太左衛門  
持船の儀も大破に相成候に付、是又  
修復仕度奉存候得共、両人とも必至  
難渋至極仕候間、何卒以御慈悲  
猶又、向三ヶ年の間、是迄の通、二錢取  
被為仰付被成下置候様、ひんが偏に奉願上候  
以上

(後略)

「鑑の渡し」は、八丁堀の北、茅場町（現在の兜町あたり）と、日本橋川の対岸、小網町との間にあった渡し船である。

史料A1、A2は「鑑の渡し」の由緒についてである。

この史料によれば、永承年間（一〇四六から五六年）、源義家が奥州征伐のため、この川（当時に入江の河口だった）を渡って下総国に行こうとしたが、暴風のため船が覆るばかりだった。義家は鑑一領を海中に投じて龍神に風波が治まるよう祈禱したところ、無事下総国へ着岸できたことから、この所が「鑑が淵」と呼ばれるようになった。また、風波を治めてくれた報費として、日本武尊の古き例にならって、自の兜を埋め、塚に築いたという。

元禄時代に発刊された「江戸鹿子」には、平将門が此所に兜を埋め、塚に築いたともある。この塚は兜塚と呼ばれ、この地にあった丹波田辺藩牧野家の上屋敷の庭中にあったという。現在、この塚は東京証券取引所の構内にあり、この一帯は今も「兜町」と呼ばれている。

この「鑑の渡し」は、二艘の個人持ちの渡船を使った民営ではあったが、幕府（町奉行所）の認可を受けての経営であり、乗客一人一文（現在の価値で十五円位）の渡し賃を徴収していた。

史料A2の「鑑の渡の図」を見ると、渡し船は七、八人ほどしか乗れない小舟で、乗の切れない客も見える。また川岸に小屋があり、ここから棒が突き出ている。この先端にザルのようなものが見える。乗客はこのザルに渡し賃を投げ込むのであろう。

武士や僧侶などは渡し賃が無料であった上に、この渡し場のすこし上流に、江戸橋があり、少々回りの道にしても通行無料の江戸橋を渡る人が多く、渡し船の経営は大変だったようだ。

更に銭相場が下直（安い）事も経営を圧迫したようだ。収入は銭で、支出の人件費や修繕費は金や銀で払う経営構造を銭相場の下直（銭が安い）が直撃した。

寛政十一年（一七九九）、一人一文の渡し賃では、物価の上昇で経営が苦しい、持ち船二艘の船も老朽化が進み、修復あるいは新規造立が必要だと奉行所へ訴え出ている。町奉行所も調査の上、二銭への値上げを認可したが、銭相場が戻るまで、という条件が付き、銭相場が回復しない場合は三年後にまた「年延」を申請するように命じられた。

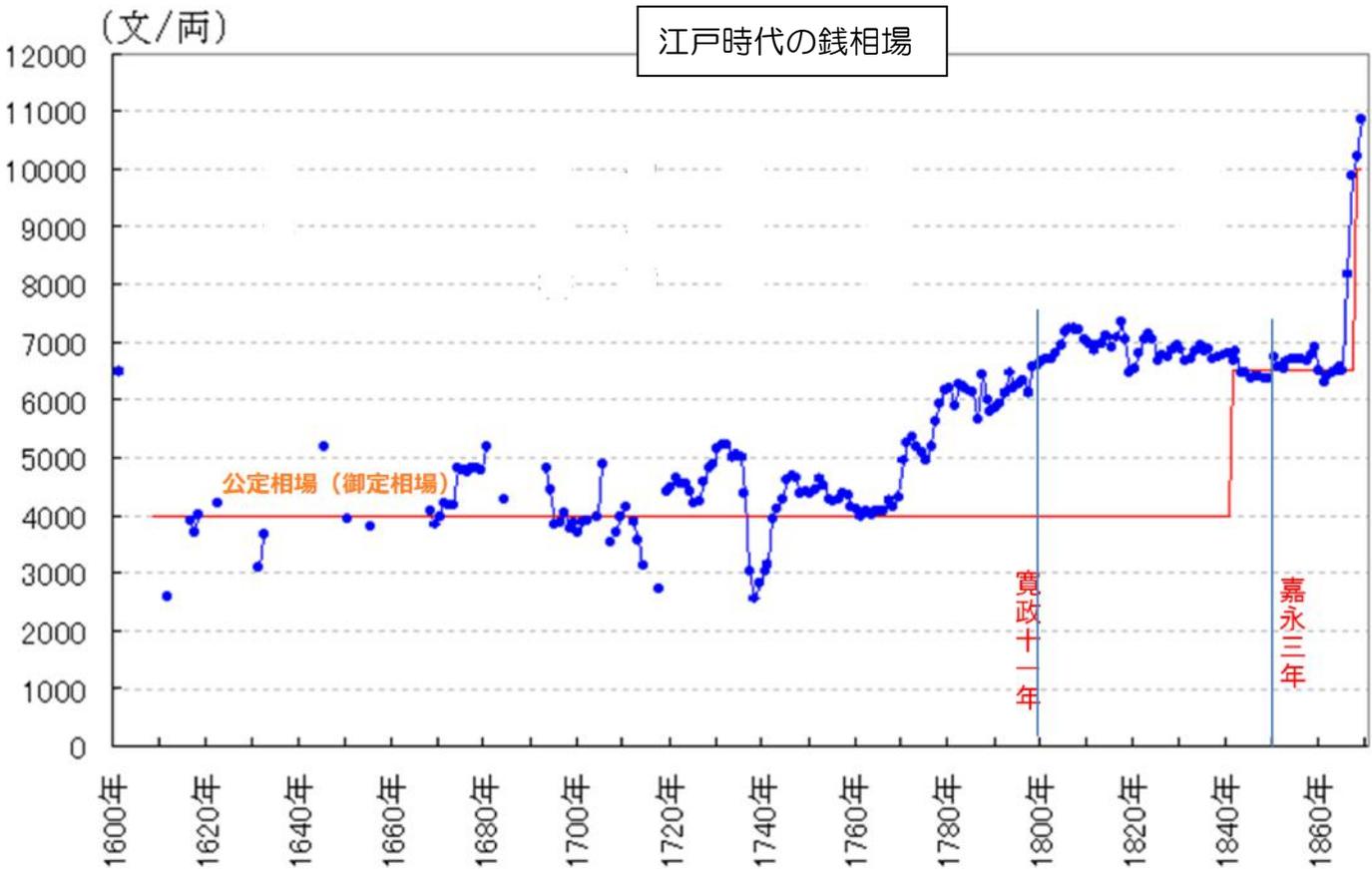
幕府は慶長十四（一六〇九）年、金二両二銀五十目二銭四貫文（四千文）という公定相場（御定相場）を定めた。だが、東西間の経済活動が活発化するにつれて民間での金相場・銀相場は変動を生じさせ、幕府の定めた御定相場が形骸化するようになった。

寛政十一年当時の銭相場はすでに公定相場の四千文をはるかに越え、六千五百文程になっていた。渡し賃収入は銭、給金や舟の維持費は金、または銀という経営構造は銭相場の下直（銭が安い）に弱く、赤字体質が定常化していた。

銭相場が回復してくれば、収入が人件費や諸経費に対して相対的に多くなり、経営も安定するが、銭相場は次ページのグラフに示すように、公定相場の四千文に戻る事はなく、三年毎に期限延長の願いが町奉行所に出され、いずれも許可されて来た。

天保時代になると天保通寶が多量に流通した。これによる銭相場の暴落を防ぐため、天保十三（一

八四二〇年、公定相場を金一両二錢六貫五百文に改め、更に両替商に圧力を加えて御定相場を維持させた。



Wikiland の銭相場のグラフをベースに一部編集した。

最初の渡賃増銭申請から五十年以上経った嘉永三年（一八五〇）、増銭の期限延長の願書が提出された。これが今回読む史料の主題である。（史料B1、B2、B3）  
これによると、一人一銭の渡賃では、一ヶ月の収入が約銭三十七貫文（金にして五両三分弍朱）程にしかない。（表参照）

一方、支出の方は、水主四人の給料、渡銭取（集金係）一人の給料、飯代（食事代）、渡舟二艘の修理代、棧橋や棹などの修理修繕などの経費で、合計五十六貫余（金にして九両余）もかかり、銭二十貫文（金にして三両余）の不赤字となっている。

以上のような収支状況なので、引き続き一文の増し銭、すなわち一人二文の渡賃を認めて欲しいという歎願である。

これを受理した北町奉行・井戸対馬守は、配下の役人に調べさせ、「願書に書かれている棧橋修繕などの入用金は、最近の材木等の値段が上がっており、更に支出が増える。」「船の修復、釘鉄も代などの入用も、更に三面式分ほど余分にかかる。」「などの下げ札を付けて、願いの通り「期限延長止む無し」との結論を出し、「これを南町奉行遠山左衛門（こ存知遠山の金さん）に送り、意見を求めている。この時の結論には銭相場が公定相場に戻る迄という条件は付いていない。」

**史料B2**の頭（書簡の包み紙の表書）は、左が本来の宛先（南町奉行宛）で、右が返信（北町奉行宛）の宛先である。遠山からは「異論なし」の回答を得ているが、史料B2の最後部にある「下げ札」で済ませている。

南北奉行の合意が得られると、両奉行連名で「向こう三年間、期限延長」という提案を老中に提出している。（史料B3）「このような案件は町奉行の専決事項ではあるが、形式上老中の承認が必要であった。」

老中の許可の書類は見当たらないが、三年後の嘉永六年の申請書（史料C）で、一人一文の「臨時」増銭延長が許可されていることがわかる。

この史料には、渡賃一銭では経営が苦しい上に、二艘の持ち船の老朽化が進み、修復あるいは新規造立が必要だと訴えている。

その後もかわる事なく、三年毎に二銭取りの更新、更新を続けて幕末に至った。

寛政以来六十年以上も同じ渡し賃で経営を続けていた事になる。

銭相場のグラフで見ると、幕末の四年間は急激な銭安となっているが、この時期の経営はさぞ大変だったろう。

明治五年（一八七二）、鎧橋が架けられ、この渡し船は廃止となった。

鎧の渡し 収支 （嘉永3年 1ヶ月あたり）  
運賃一人一文の場合

収入	利用人数 37000人	37000文
支出	給金 水主 150文×30日×4人	18000
	渡銭取 53文×30日×2人	3180
	飯料 150文×30日×6人	27000
	水棹 280文×2本	560
	棧橋修繕	1500
	渡舟修繕 平均	5000
	干潟浚い	1500
	支出 合計	56740
差引		▲19740

約 20000 文の赤字

発売済

① 鎧の渡 運賃増銭

準備中

- ② 品川沖で鯨突き留一件
- ③ 江戸城金蔵破り
- ④ 川崎宿関札一件
- ⑤ 吉田松陰密航未遂事件
- ⑥ 「お銀様を訪ねて」遊相日記より  
改元のこと
- ⑦ 改元のこと
- ⑧ シーボルト事件  
時の鐘
- ⑨ 大坂大孝子五人伝
- ⑩ ガルトネル事件
- ⑪ 駆込み寺東慶寺
- ⑫ 浅田兄弟敵討一件
- ⑬ 七代目・八代目団十郎のこと
- ⑭ 江之島紀行
- ⑮

計画中

- 伊能家拝領屋敷のその後
- 呂宋国漂流記
- 大奥御乳持募集
- 柳沢騒動(護国女太平記より)
- 日向飢肥藩人買舟
- 大岡政談
- 大石良雄復讐覚書
- 杵築藩邸から見た桜田門外の変
- もうひとつの松の廊下刃傷事件
- 和宮降嫁 中山道の旅
- 和宮降嫁 大奥入り
- 鎗ヶ崎事件
- 永代橋崩落事件
- 絵島生島事件
- 佐久間象山、京で遭難
- 鸚鵡籠中記

- 青木昆陽「甘藷記」
- 安政の大獄
- 絵本「桜田門外の変」
- 天保御救米事件
- 生麦事件
- 町与力の鎌倉海岸砲術稽古
- 佐々木卯之助事件
- 武士の絵日記
- 改元紀行 上
- 改元紀行 中
- 改元紀行 下
- 享保貢象1 長崎から京都まで
- 享保貢象2 京都から江戸
- 享保貢象3 象の江戸暮らし
- 天保十五年江戸城本丸火災
- 安政大地震
- ジョン万次郎漂流記
- 蚤・虱・蚊仲間口上書
- 明治百五十年記念①慶喜東帰、朝廷へ歎願
- 明治百五十年記念②官軍下向
- 明治百五十年記念③江戸城無血開城
- 明治百五十年記念④小栗上野介の最期
- 明治百五十年記念⑤上野戦争
- 秀忠の人となり
- 天保改革 三廻りの報告
- 安政東南海地震の記録
- 宝永富士噴火
- 紙漉重宝記
- 飛鳥山のこと
- 絵本「桜田門外の変」

などなど

書名 古文書三昧 Vol.1  
鎧の渡 船賃増銭

初版発行 平成31年（2019）年1月

著者 古文書一級インストラクタ  
一杉 勝  
（1942年生、山梨県出身）

Eメール [hitosugi@kyf.biglobe.ne.jp](mailto:hitosugi@kyf.biglobe.ne.jp)

古文書原文および絵図は著作権の問題のない素材を使用していますが、転載などの場合はご注意ください。